

よくある質問

委託業務名：食料品等支援事業（物価高対応）

質問番号	質問内容	回答
1	受託者がお米券を発注することを想定していますか。	お米券の発注・納品・検品・在庫数の把握・保管・返品等を一貫して受託者が行います。
2	お米券の封入・封緘で「貴重品」扱いとすることとあるが、簡易書留の送付でOKとの認識でよいでしょうか。貴重品スタンプなどを押したい等の意図はございますか。	簡易書留の送付で大丈夫です。
3	「精算に必要なため、発送及び窓口配布したおこめ券のシリアルナンバーを管理しておくこと。」とあるが、個々人に何番のおこめ券を発送したという情報まで控える必要はないと考えてよいでしょうか。 使用・発送済みのおこめ券のシリアルナンバーが何か、というのがわかればよいのでしょうか。 (例) 2/1:4千通発送、シリアルナンバー1,000,000～1,003,999 2/2:3千通発送、シリアルナンバー1,004,000～1,006,999	個々人に何番のおこめ券を発送したという情報まで控える必要はないです。
4	窓口業務は本庁舎内(那覇市泉崎1丁目1番1号)とする とあるが、終日1名以上常駐は必要でしょうか。常駐して対応する業務はどのようなものが想定されますでしょうか。	9時から17時の窓口対応となります。よって、最低1名常駐想定しています。 業務としては、来庁者の説明や、郵送により難しい場合の窓口での配布受取の際の対応です。
5	お米券の封入・封緘業務の履行場所の広さについて	8.4M×11Mの部屋を予定しています。
6	「県内に本店、支店または営業所を有していることを証する書類」は企業概要でも構わないか。	原則、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、営業証明書等の公的証明書の提出をお願いします。企業概要は不可とします。 公的証明書の提出ができない場合のお問い合わせについては、別途担当までご確認ください。
7	初回配達を2月末までと考えてよいか。	初回配送日は、仕様書5 業務内容(2)①のとおり、「発送開始時期は、令和8年1月中とし、対象者分の発送は一通り2月末までに完了すること。」となります。
8	お米券の納入が遅れた場合、配達期限も後ろにずれてよいか	初回納品日は、1月26日を予定しておりますが、万が一スケジュールが遅れ、1月中に納品されなかった場合は、本市と協議の上、最短で発送できるスケジュールを検討し、初回発送日を決定します。
9	シリアルナンバーと対象者は紐づいた状態でリスト提供されるのか 管理方法の詳細をご確認させてください。	お米券のシリアルナンバーはお米券販売業者から事前に通知はないため、本市では把握しておりません。 仕様書5(1)①のとおり、納品以降は受託者の業務となるため、その際にシリアルナンバーを確認していただくことになります。 また、仕様書5(4)②のとおり、「精算に必要なため、発送済み(発送または窓口配布)と未配布分(返品等)の処理をおこなったお米券のシリアルナンバーはそれぞれ確認できるようにしておくこと。」としており、お米券シリアルナンバーと対象者と紐づけることまでは求めておりません。
10	シリアルナンバーは連番なのか	お米券業者にご確認いただくことになります。
11	封筒表面に「お米券在中」の印字が必要とのことですが、ラベルに【お米券在中】との印字でも問題ないか 印字方法の代替案についてご確認ください。	本趣旨としては、お米券在中とは知らず破棄してしまうことを防ぐための策となります。 よって、ラベルに印字、封筒にスタンプ処理など、受領者がわかりやすいようなものになっていれば、問題ないです。
12	お米券の納品回数と、その納品予定スケジュールをご教示ください。	現在の予定としては、初回納品は1/26(月)を予定しており、その後週1回30万枚×4回(4回目は残数)で最終納品日は2/16(月)となります。
13	お米券の封入・封緘作業場所について受託者が場所の確保ができない場合、市役所内にて場所の確保は可能か。	仕様書5(2)②で「おこめ券の封入・封緘作業場所については、本市役所内指定の場所とする。なお、本市は、受託者の責任において、受託者の任意の場所でこれを行うことを妨げないものとする。」としていますが、本庁舎内の会議室(8.4M×11M)を令和8年3月末まで使用していただくことが可能です。
14	納品されるお米券の段ボールの大きさと箱数、1箱あたりの枚数は。	1箱にお米券10,000枚で、横43cm奥行36cm高さ20cm、重さ15キログラムです。合計110箱となります。